

エイブルネットワーク野洲店における差別発言事件第三回対策会議次第

日 時 2012年1月19日 (木)

午後7時30分～

場 所 野洲市市民交流センター

[1] 開会あいさつ

県連・県〔住宅課〕

[2] 自己紹介

[3] 事件に対する企業・行政の見解の報告

エイブルネットワーク〔株式会社アートホームサービス〕、Yさん、Wさん

株式会社パナホーム滋賀、Sさん

(社) 滋賀県宅地建物取引業協会

(社) 全日本不動産協会滋賀県本部

県、野洲市、栗東市、湖南市、草津市

[4] 見解に基づいての意見交換

「どういった発言があったのか」について知らない。
法律を守るという事。(半紙)

[5] 今後の取り組みについて

[6] 閉会あいさつ

県連・野洲市

佐藤さん
- ほぼ同様の
も。同様の

内田さん
- ほぼ同様の

その分を

先日
11月20日のやり取りでいい。
(指針)
(実行)
それにしても

国に
おまにかに

あつた意図がない。
① エイブルへの報告 (万が一の
の報告) 報告
に人権宣言を
取り入れる
② 差別発言
(理解)
(行動)
集まる可憐
③ 大々の
取り組みの
文章



管理 → 湖南店



2011年12月27日

エイブルネットワーク 様

部落解放同盟滋賀県連合会

執行委員長 藤野政信

差別事件糾弾闘争本部

本部長 山口敏樹

《公印省略》

エイブルネットワーク野洲店における差別発言事件第三回対策会議の
開催について

部落問題の解決に向けた取り組みに対して敬意を表します。

さて、標記の件について下記の日程で開催します。

公私ともに大変お忙しいとは存じますが出席のほどよろしくお願いいたします。

記

- 名 称 エイブルネットワーク野洲店における差別発言事件第三回対策会議
- 日 時 2012年1月19日(木) 午後7時30分～
- 場 所 野洲市 市民交流センター(有隣館)
野洲市北比江85 tel.077-589-5000
- 出席者 滋賀県・南部環境総合事務所・甲賀環境総合事務所
野洲市、湖南市、栗東市、草津市・草津市人権センター
(公財)滋賀県人権センター
部落解放同盟滋賀県連合会・草津市協議会・びわこ南部地協・和田支部
エイブルネットワーク、パナホーム滋賀
〔社〕滋賀県宅地建物取引業協会、〔社〕全日本不動産協会滋賀県本部
- 議 題 ①第二回対策会議を踏まえて今回の差別事件に対する見解について。
②今後の取り組みについて
③その他
- その他 各機関団体は見解書のコピーを50部印刷して当日会場に持参してください。

以上

A 不動産業者Y店における差別発言事件について

平成24年(2012年)1月19日
滋 賀 県

はじめに

住宅の供給に関しては、平成8年(1996年)の第2回国連人間居住会議において、居住権に係る基本的人権について論議され、これに伴う取組が国際的にも進められてきた。我が国においても、低額所得者や高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅の供給促進を図り、もって生活の安定向上と社会福祉の増進を図ることを目的とした「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、いわゆる「住宅セーフティネット法」が平成19年(2007年)に施行されたところである。

一方、本県においては、宅地建物取引業者(以下、「宅建業者」という。)による「同和地区間い合わせ差別事件」を契機として、全国に先駆けて「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」(以下「指針」という。)を策定し、県内のすべての宅建業者にその遵守を求めてきたところである。

また、社団法人滋賀県宅地建物取引業協会および社団法人全日本不動産協会滋賀県本部(以下「業界団体」という。)においても、構成員に対し、同和問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決をめざした業界団体独自の研修や啓発活動が進められてきたところである。

こうした中、今回生じた事件は、宅建業者が、仲介しようとする賃貸物件が「同和地区に所在するから家賃が安い」という発言を行ったものであり、差別を助長・拡散する行為であった。この行為は、過去の不動産にかかる差別事件をふまえ、これまで県が取り組んできた研修・啓発が実践に結びつかず、功を奏していないことを示す事件であると認識し、重く受け止めている。

もとより、宅建業者は、憲法で保障された居住・移転の自由にかかる重要な業務に従事しており、その執行においては、より高度な社会的責任と信頼性を要求されていることを自覚し、あらゆる人権問題への正しい理解とその実践が図られるよう期待していたにも関わらず、このような事件を起こしたことは誠に遺憾である。

1 問題の概要

- (1) 発生時期 平成22年(2010年)11月23日(火) 16時頃
- (2) 発生場所 A不動産業者Y店
- (3) 発言者 A不動産業者Y店従業員 B氏
- (4) 関係者 草津市内勤務 A氏
- (5) 内容 A氏が住居を求めてA不動産業者Y店を訪れ相談していたところ、従業員であるB氏から
「この物件(賃貸マンション)は新築で4月1日から入居可能。設備がよく立地もよい。ただ家賃が安い。どうしてかという、昔、部落があったところなんです。最近僕らの友達も住んでいるが、〇〇っていう場所なんで安いんです。」という発言があった。

2 要因と背景

(1) 人権問題に対するA不動産業者の認識について

A不動産業者は、宅建業を営むにあたり必要な通知・通達は保管されており、県が策定した指針も免許更新の際の資料として保管はされていたが、その内容が確認されていたかどうかは定かではなく、また社内における人権研修が行われておらず、結果として県の指針が生かされず、人権意識が希薄であったと言わざるを得ない。

今回、差別発言をした従業員B氏は、その理由として、賃貸物件の管理会社であるP社の指示があったと証言しており、当時のB氏の上司であったC氏も同様のことを証言している。

B氏は、地元で育ち、賃貸物件のある地域が同和地区であることは承知しており、「自分も人権については理解しているつもりであるが、管理会社の指示もあり、どこまで説明するのか難しいが、説明した」と話している。

管理会社の指示とはいえ、その指示内容をお客様に話すことが同和地区に対する偏見を助長・拡散するものであるという認識がB氏には不足していたと言える。

また、A不動産業者の他の従業員も、管理会社の指示内容に対する問題点を何ら指摘できておらず、企業としての人権問題解決への体質の弱さを露呈したものであった。

(2) 人権問題に対するP社の認識について

A不動産業者に指示した管理会社のP社は、当初は「これまで地元市や

宅建協会の人権研修にも参加してきており、当社は人権問題を起こすような体質はない」と否定していたが、その後の従業員D氏の聞き取りの中で、指示した事実を認め、その指示は、D氏の判断によるものであることが判明した。しかしながら、D氏の指示はP社を代表する発言と捉えるべきであり、加えてP社は、企業内での人権研修・啓発が十分行われているとは言えない状況であったことから、P社全体の問題として受け止めざるを得ない。

また、P社は、今回の賃貸物件の建設も請け負っており、その受注後において、当該物件が同和地区に所在するという情報が社内にあったと認めている。そうした情報があったにもかかわらず、社内において問題視されず自浄作用が働いていない点も深く反省すべきである。

3 問題点

(1) 宅建業者に対する県の指導について

県では、平成4年(1992年)の同和地区問い合わせ事件を受け、宅建業者の意識調査を行い、研修等に取り組んできたにもかかわらず、平成16年(2004年)にはS社による不動産物件差別問い合わせ事件が発生したことから、全国に先駆けて指針を策定し、これを遵守するよう宅建業者・業界団体等に対して周知徹底を図ってきた。

しかし、平成18年(2006年)に実施した宅建業者を対象とした人権問題実態調査(以下、「実態調査」という。)では、回答のあった宅建業者のうち約2割から「指針を知らない」との回答があり、また、4分の1の業者が、取引物件が同和地区であるかどうかの問い合わせを受けたことがあるといったことや、約4割の業者が、同和地区であるかどうかを教えることについて「差別かどうか一概に言えない」と回答しており、このことは、今回のような差別事件が、A不動産業者だけでなく、他の業者においても起こる可能性があることを示している。

これまで、毎年実施する宅地建物取引業従事者研修会や宅地建物取引主任者に対する法定講習を通じ、同和問題をはじめとする人権問題研修を組み込むとともに、宅地建物取引等の免許交付(新規・更新)時にも、啓発資料とともに指針を手渡し、宅建業者としての適正な対応を求め、指導してきたが、これらが十分浸透しておらず、一部に形式的な受け止めがなされていたと言わざるを得ない。

(2) 業界団体に対する県の指導について

県においては、業界団体に対し、人権問題に関する研修の実施やその推

進組織の設置について指導し、業界団体においては、人権啓発推進委員会や教育研修部を設置して、人権啓発担当の役員を配置するとともに、本部または支部での研修会を毎年開催して、会員の人権研修に取り組んできたところであるが、その取組も一部で形骸化していたと言わざるを得ず、社会的責務としての宅建業者の役割を自覚させるまでには至っていないと考えた。

4 今後の取組について

(1) 宅建業者や業界団体への指導等について

同和問題をはじめとする人権問題の解決を図るため、関係機関、業界団体と連携・協力しながら、次に掲げる事項に積極的に取り組んでいくこととする。

① 指針の周知について

指針について、宅建業者・業界団体に対し、今回の事件をふまえた取組の徹底を図るよう改めて配布し、その主旨・内容を周知するとともに、指針をより実効性のあるものとするため、県が行う研修会や事務所調査等を通じて繰り返し確認していく。

また、こうした指針や宅地建物取引における人権問題の取組について県民に啓発するよう工夫していく。

② 指針や実態調査の結果を踏まえ、実効ある研修・啓発の実施や指導を強化する。

ア 県が行う宅地建物取引業従事者研修会に参加した宅建業者ほど人権問題に対する意識が高いという実態調査結果から、全ての宅建業者が参加できるよう受講機会の確保と受講の徹底に努めるとともに、今回の事件を含め土地差別事件や入居拒否問題等の具体的な事例を取り上げながら、受講者の問題意識に直接結びつくよう研修内容の充実を図る。

また、研修会においてアンケート調査等により効果測定に努めるとともに、受講者に対しては研修内容の理解がより深まるよう工夫をしていく。

イ 宅地建物取引主任者に受講を義務づけている法定講習においては、業界団体と協力して人権問題に係る研修を引き続き組み入れながら実施していく。

ウ 宅地建物取引において、お客様と接するときに留意すべき人権問題を解説するなど啓発資料を充実し、業界団体と連携・協力しながら、宅建業者の自主的な資質向上への取組を促していくとともに、業界団

体が作成した人権啓発に関する指針が実効ある取り組みとなるよう促していく。

エ 県は、業界団体に対して教材や情報を積極的に提供し、研修会の開催方法や内容について必要な助言を行うとともに、業界団体内部での指導者の養成はもとより、教育研修組織の活動強化を図るよう指導する。

オ 業界団体が主体的に自らの機関誌等の広報媒体を活用して、各会員に対する啓発を強化するよう指導する。

カ 県は、業界の自主規制団体である（社）近畿地区不動産公正取引協議会等と連携しながら、宅建業者や業界団体に対し人権侵害を助長するような行為が行われないよう指導する。

キ 県は、そのホームページに指針や実態調査結果等関連情報を掲載し、宅建業者や業界団体の自主的な活動を支援する。

ク 県は、毎年実施する宅建業者の事務所調査において、指針の常備や指針に定めている３つの責務（「信頼性の確保」、「取引物件の調査等」、「入居機会の確保」）について確認し、必要な指導を行う。

また、業界団体に委託して実施する事務所調査においても、指針にある「宅地建物取引業者の責務」の事務所内掲出を指導し、社会的責務の自覚とともに、従事者や関係者に対する指針の徹底について配慮されるよう指導する。

③ 宅地建物取引に係る人権相談について

宅地建物取引における同和問題や高齢者、障害者、外国人等の人権に係る相談への対応については、県はもとより滋賀県不動産取引業協議会が運営する不動産無料相談所や滋賀県人権センター等関係機関が、より一層連携を密にして対応する。

④ 宅地建物取引業法の運用について

宅地建物取引において人権問題が発生した場合は、これまでから国や県の通知をふまえ、宅地建物取引業の健全な運営を確保するため、宅地建物取引業法第７１条の規定に基づき、必要な指導を行ってきたところであるが、今回の問題を真摯に受け止め、業界団体や宅建業者に改めて通知し、周知徹底を図っていく。

（２）県民啓発について

今回の事件の要因には、同和地区の土地を差別的に忌避する購買者（県民）の意識があると考えられる。このため、今なお残るこれらの社会意識としての差別意識の解消を図るため、県民が同和問題を正しく理解し、そ

の解決は自らの課題であるとの意識をもって、差別をなくす実践が促されるような啓発活動を一層積極的に、ねばり強く推進する。

啓発活動の推進にあたっては、この事件から学び、その教訓を啓発・研修の教材として生かしていく。また、啓発方法については、統一的な企画コンセプトのもと、テレビ、新聞、インターネットなど様々な媒体や手法を組み合わせ実施する人権啓発メディアミックス事業や、啓発イベントの開催などを通じて、県民の気づきを喚起し、感性に直接訴えてかけていくよう、常に啓発方法の工夫・改善に努める。

さらに、このような啓発活動が地域に密着して、より効果的に展開できるよう、市町における啓発活動と連携を図りながら、同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する県民の人権意識の高揚を図る。